

広島大学医学部医学科後援会会則

(総 則)

第 1 条 本会は広島大学医学部医学科後援会と称する。

第 2 条 本会は広島大学医学部医学科（以下「医学科」という。）における教育および研究を助成し、その向上発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会の事業所は広島大学医学部におく。

（広島市南区霞 1 丁目 2 番 3 号 電話 082-257-5099）

(事 業)

第 4 条 本会は第 2 条の目的達成のため次の事業を行なう。

- (1) 医学科学生に対する福利増進の援助
- (2) 医学科教職員に対する教育および研究活動の援助
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第 5 条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 保護者会員 医学科学生の保護者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

第 6 条 会員は次の会費を納入するものとする。

- (1) 保護者会員

会 費（6 年額） 60,000 円

- (2) 賛助会員

会 費（年 額） 2,000 円以上

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名

副 会 長 2 名

理 事 若干名（内 1 名 会計理事とする。）

監 事 2 名

第 8 条 会長は本会を代表して会務を処理し、会議の議長となる。

第 9 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。

第 10 条 理事は会長の命により会務を処理する。

2. 会計理事は会計事務を処理する。

第 11 条 監事は本会の会計を監査する。

第 12 条 会長および監事は総会において選出し、副会長および理事は会長が委嘱する。

第 13 条 役員任期は 2 年とし、重任を妨げない。

2. 欠員補充により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

第 14 条 本会に顧問をおく。

2. 顧問は医学部長とする。

3. 顧問は重要事項について会長の諮問に応じる。

(会 議)

第 15 条 本会は次の会議を行なう。

- (1) 通常総会および臨時総会
- (2) 理事会

第 16 条 通常総会は毎年 1 回開催し、会長が招集する。

2. 臨時総会は会長が必要と認めた場合、または会員の 1 / 3 以上の要請があった場合これを招集する。

第 17 条 次の事項は総会の議を経なければならない。

- (1) 予算の査定および決算の承認
- (2) 会則の改正
- (3) 解散
- (4) その他重要事項

第 18 条 総会の議決は出席会員の 1 / 2 以上の賛成を要するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 19 条 理事会は必要に応じ会長がこれを招集し、本会の運営に関する重要事項を審議する。

(会 計)

第 20 条 本会の経費は、会費および寄附金をもってあてる。

第 21 条 本会の会計は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。